

## 船舶事故調査報告書

平成24年6月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者等負傷
発生日時	平成22年8月29日（日） 16時00分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋第2区 兵庫県西宮市所在の西宮内防波堤灯台から真方位014° 1,550m付近 （概位 北緯34° 43.0′ 東経135° 20.7′）
事故調査の経過	平成22年8月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ <sup>エムジェイ</sup> <sup>フイエックス</sup> M J - V X - 1、0.1トン 260-45958兵庫、有限会社サーカス 2.71m (Lr) × 1.07m × 0.43m、FRP ガソリン機関、75kW、平成20年7月
乗組員等に関する情報	船長 女性 27歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年6月18日 免許証交付日 平成22年6月18日 （平成27年6月17日まで有効） 同乗者 男性 43歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者）、軽傷 1人（船長）
損傷	船首部擦過傷、右側ハンドル破損等
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、阪神港尼崎西宮芦屋第2区の甲子園浜を出発して遊走していたところ、波がやや高くなってきたので、出発地へ戻るために西宮港大橋北方で反転した。</p> <p>本船は、西宮市今津真砂町の岸壁沿いを時速約30kmの対地速力で東南東進中、平成22年8月29日16時00分ごろ、同岸壁に係留中の作業台船の左舷船尾から出されていた直径約30mmの鋼製錨索に衝突し、船長及び同乗者が海中に転落した。</p> <p>船長は、本事故当時、他に水上オートバイが数隻遊走中であり、そのうちの1隻が反航してきたので、同水上オートバイに注意して操縦していたため、作業台船から出されていた海面上の錨索に気付かなかった。</p> <p>同乗者は、付近で遊走中の水上オートバイに救助されて本船が出発した海岸まで運ばれたのち、救急車で病院に搬送され、外傷性十二指腸損傷等と診断された。</p> <p>船長は、かすり傷を負い、本船を貸し出した会社の船に救助された。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約40cm、潮汐 上げ潮の初期

その他の事項	<p>本船は、岸壁に係留中の作業台船から5～10mの距離を隔てて航行していた。</p> <p>船長は、約5m手前で錨索に気付いたものの、どうすることもできずに衝突した。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>係留中の作業台船の左舷船尾から出された錨索は、長さ5～6mが海面上に出ていたが、目印などは付けられていなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、阪神港尼崎西宮芦屋第2区において、今津真砂町の岸壁に沿って東南東進中、船長が、反航してきた水上オートバイの動向に意識を集中し、岸壁に係留中の作業台船から出されていた錨索に気付かずに航行したことから、同錨索に衝突し、乗船者が負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、阪神港尼崎西宮芦屋第2区において、今津真砂町の岸壁に沿って東南東進中、船長が、反航してきた水上オートバイの動向に意識を集中し、岸壁に係留中の作業台船から出されていた錨索に気付かずに航行したため、同錨索に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>作業台船の所有者は、本事故後、錨索に目印として標識を取り付けることにした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・係留中の船舶からは、錨索が出されている場合があるので十分な距離を隔てるとともに、周囲の適切な見張りを実施して航行すること。</li> </ul>	